

地方運輸局長 あて

鉄 道 局 長

急曲線に進入する際の速度制限に関する対策について
(速度超過防止用A T S等の緊急整備)

去る4月25日、西日本旅客鉄道株式会社福知山線尼崎～塚口間で発生した列車脱線事故は、死者107名、負傷者549名という鉄道事故史上未曾有の大事故となった。事故原因の詳細については、航空・鉄道事故調査委員会で調査中であるが、同委員会の公表した情報などによれば、当該列車は制限速度を大幅に超える異常な速度で曲線部に進入したことがその一因である可能性がある。

このため、速度超過防止用A T S等について、下記により緊急に整備が図られるよう管下鉄道事業者を指導されたい。

記

1. 速度超過防止用A T S等

速度超過防止用A T S等とは、曲線部において転覆脱線が発生する恐れのある場合に、自動的にブレーキを動作させ、列車の速度を低下させるよう列車の速度を制御又は列車を停止させることができる機能を有するものをいう。

2. 緊急に整備する箇所

緊急整備する箇所は、曲線手前の運転速度で曲線部に進入した場合に転覆脱線に至る恐れのある箇所とする。

3. 緊急整備計画の策定

速度超過防止用A T S等の設置については、ピーク1時間あたりの運転本数が10本以上の場合は平成18年度末まで、10本未満については平成21年度末までに整備を完了するよう緊急整備計画を策定し、平成17年6月30日(木)までに報告されたい。